

6建第 905 号
令和6年11月29日

(公社) 愛媛県建築士会会長
(一社) 愛媛県建築士事務所協会会長
(一社) 愛媛県建設業協会会長
(一社) 愛媛県中小建築業協会会長

様

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課長

「愛媛県建築士サポートセンター」に関する周知のご協力のお願い

本県の建築行政の推進に、日頃よりご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和4年6月に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法（以下「改正法」という。）により、令和7年4月1日から、次に挙げる改正など、市場への影響が大きいと見込まれる事項が施行されます。

【主な改正事項】

- ①原則全ての新築・増改築で省エネ基準適合を義務化
- ②木造建築物の建築確認申請手続き等を見直し
※階数2以上又は延べ床面積200㎡超の木造戸建住宅等は、都市計画区域等外においても新たな手続き（建築確認等）が必要となります。
- ③木造建築物の壁量計算等を見直し

このことから、改正法の円滑な施行に向け、申請書の作成や申請手続きについて、個別に無料でサポートする「愛媛県建築士サポートセンター」を以下のとおり開設予定ですので、お知らせいたします。

また、周知チラシを添付しますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い致します。

なお、周知チラシについては、印刷したものを配布することも可能ですので、必要部数を下記サポートセンター事務局（(株)愛媛建築住宅センター）に対し、お申込みをお願いします。

◆愛媛県建築士サポートセンター

開設期間：令和6年12月2日（月）～当面の間

事務局：(株)愛媛建築住宅センター

電話：089-931-3336、ホームページ：<https://www.ehime-center.co.jp/>

メール：kenchiku@ehime-center.co.jp



※愛媛県建築士サポートセンターは、本県からの打診・調整等により事務局を決定しておりますが、国土交通省補助事業であり、国からの受託事業者と直接契約するため、県との直接的な契約関係はありません。

土木部 道路都市局 建築住宅課
建築指導係 宇都宮（内 4525）・長賀部（内 4522）
TEL：089-912-2757（係直通）